

自 令和7年3月14日

至 令和7年3月14日

第1回遠別町議会(定例会)

[第3号]

遠 別 町

令和7年第1回遠別町議会（定例会） 会議録			
招 集 年 月 日	令和7年3月14日		
招 集 場 所	遠別町議会議場		
開、閉会日時 及び 宣 告	開 会	令和7年3月14日 午後 1:15	
	議 長	小 森 嘉 孝	
	閉 会	令和7年3月14日 午後 1:54	
	議 長	小 森 嘉 孝	
応(不応)招議員 及び出席議員 並びに欠席議員 出席 7名 欠席 0名 (凡例) ○出席を示す △欠席を示す ×不応招を示す △公 公務欠席 を示す	議席番号	氏 名	出欠の別
	1	小 森 嘉 孝	○
	2	橋 本 初 昭	○
	3	大 石 幸 夫	○
	4	白 井 金 治	○
	5	山 本 仁 美	○
	6		
	7	山 下 悟	○
	8	白 幡 広 喜	○

会議録署名議員	2 番	橋 本 初 昭	3 番	大 石 幸 夫
職務のため出席した者の職氏名	事務局長	柳 井 宏 紀	係 長	守 屋 佳 貴
地方自治法第121条の規定 により出席を求めた者の職氏名	町 長	國 部 雅 人	代表監査委員	田 中 雄 志
	教育長職務代理者	小田中 紀 仁	農業委員会会長	妻 沼 浩
地方自治法第121 条の規定により町 長等の委任により 出席した者の職氏 名	副町長	富士原 栄 治	診療所事務長	齊 藤 晶 夫
	総務課長	坂 川 敏 文	教育次長	緒 方 章
	住民課長	西 尾 英 樹	農業委員会事務局長	小 森 正 広
	福祉課長	小 林 大 輔		
	経済課長	小 森 正 広		
	建設課長	高 田 博 之		
	出納室長	佐 藤 克 久		
議 事 日 程	議長は、本日の日程を別紙のとおり報告した。			
町長提出議案の題目	別紙のとおり			
議員提出議案の題目	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

第1回遠別町議会（定例会）議事日程

令和7年3月14日

午後 1時15分 開議

第3号

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名	提案者
1		開会開議宣言	議 長
2	議案第17号、 議案第18号、 議案第19号、 議案第20号、 議案第21号、 議案第22号、 議案第23号	会議録署名議員指名の件 予算審査特別委員会報告（委員長）	〃 〃
追加日 程 1	同意第 3号	教育委員会教育長の任命について	町 長
追加日 程 2	議案第24号	令和7年度遠別町一般会計補正予算（第1号）	〃
3	意見案第1号	えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書	議 員
4	意見案第2号	ガバメントクラウドの利用料を地方公共団体が負担することに対して財政支援を求める意見書	〃
5	発議第 1号	遠別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	〃
6	発議第 2号	議員派遣について	議 長
7		議会運営委員会の調査活動について	〃
8		総務産業常任委員会所管事務調査について	〃

会議の経過

令和7年3月14日

開会・開議	議長	小森嘉孝君 ただいまから会議を開きます。本日の出席議員は、7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
日程第1	議長	小森嘉孝君 日程第1会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、議長において2番橋本初昭君、3番大石幸夫君を指名します。
日程第2	議長	小森嘉孝君 日程第2、議案第17号から議案第23号までの7議案は、いずれも令和7年度遠別町各会計予算審査特別委員会に付託の案件でありますので、予算審査特別委員会の審査結果について委員長からの報告を求めます。令和7年度遠別町各会計予算審査特別委員会委員長、白井金治君。
	令和7年度 遠別町各 会計予算 審査特別 委員会 委員長	白井金治君 付託を受けました令和7年度遠別町各会計予算につきまして報告いたします。3月13日、14日の2日間にわたり特別委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果、議案第17号、令和7年度遠別町一般会計予算については原案可決、議案第18号、令和7年度遠別町国民健康保険特別会計予算については原案可決、議案第19号、令和7年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算については原案可決、議案第20号、令和7年度遠別町後期高齢者医療特別会計予算については原案可決、議案第21号、令和7年度遠別町介護保険特別会計予算については原案可決、議案第22号、令和7年度遠別町簡易水道事業会計予算については原案可決、議案第23号、令和7年度遠別町下水道事業会計予算については原案可決。以上で、本特別委員会に付託されました議案の審査結果について申し上げ、私の報告を終わります。
	議長	小森嘉孝君 ただいまの予算審査特別委員長の報告は、議案第17号から議案第23号の7議案について全てを原案を可とする報告であります。議案第17号、令和7年度遠別町一般会計予算、議案第18号、令和7年度遠別町国民健康保険特別会計予算、議案第19号、令和7年度遠別町国民健康保険診療所特別会計予算、議案第20号、令和7年度遠別町後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号、令和7年度遠別町介護保険特別会計予算、議案第22号、令和7年度簡易水道事業会計予

		算、議案第２３号、令和７年度遠別町下水道事業会計予算、以上７件を一括上程します。お諮りいたします。ただいま上程しました議案７件は、議長を除く議員で構成の特別委員会での審議案件であり、慎重審議をしておりますので、委員長報告に対する質疑、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。これより、議案第１７号から議案第２３号までの７件について一括採決を行います。御異議ありませんか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。この採決は、起立によって行います。議案第１７号から議案第２３号までの７件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
		（全員起立）
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第１７号から議案第２３号までの７件は、委員長の報告のとおり可決されました。お諮りいたします。ただいま町長から、同意第３号教育委員会教育長の任命についてと議案第２４号令和７年度一般会計補正予算（第１号）が提出されました。この２件を日程に追加し、追加日程１、同意第３号教育委員会教育長の任命について、追加日程２、議案第２４号令和７年度一般会計補正予算（第１号）として議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
		（「異議なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、追加日程１、同意第３号教育委員会教育長の任命について、追加日程２、議案第２４号令和７年度一般会計補正予算（第１号）を議題とすることに決定しました。暫時休憩します。
		休憩（１３：１８） 再開（１３：２４）
	議長	小森嘉孝君 休憩を解き会議を再開します。
追加日程第１	議長	小森嘉孝君 追加日程１、同意第３号教、育委員会教育長の任命についてを議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂

	川敏文君。
総務課長	坂川敏文君 ただいま上程されました同意第３号教育委員会教育長の任命について、提案理由及び内容の御説明をいたします。 説明（記載省略）
議長	小森嘉孝君 これより質疑に入るわけですが、人事案件であり、先例に倣い討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。
	（「異議なし」との声あり）
議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。これより、同意第３号について採決を行います。その方法は無記名投票をもって行いますので、宣告いたします。これより、無記名投票を行います。議場の出入口を閉めます。
	（議場閉鎖）
議長	小森嘉孝君 ただいまの出席議員数は６名です。次に、立会人を指名します。会議規則第３１条第２項の規定により、立会人に７番山下悟君及び８番白幡広喜君を指名します。投票用紙を配ります。投票用紙の記入は、○×方式で行います。本案に賛成の方は○、反対の方は×と投票用紙に記入願います。なお、白票は会議規則第８０条の規定により否とみなします。
	（投票用紙配付）
議長	小森嘉孝君 投票用紙の配付漏れはありませんか。
	（「なし」との声あり）
議長	小森嘉孝君 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。
	（投票箱の点検）
議長	小森嘉孝君 異状なしと認めます。投票は単記無記名です。投票に当たっては、事務局長に点呼させますので、呼ばれた議員は順次、投票用紙に○×を記入の上、投票してください。
事務局長	柳井宏紀君 橋本初昭議員。
	（投票）
事務局長	柳井宏紀君

		大石幸夫議員。
		(投票)
事務局長		柳井宏紀君 白井金治議員。
		(投票)
事務局長		柳井宏紀君 山本仁美議員。
		(投票)
事務局長		柳井宏紀君 山下悟議員。
		(投票)
事務局長		柳井宏紀君 白幡広喜議員。
		(投票)
議長		小森嘉孝君 投票漏れはありませんか。
		(「なし」との声あり)
議長		小森嘉孝君 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。 立会人の立ち会いを願います。
		(開票)
議長		小森嘉孝君 投票の結果を報告します。投票総数 6 票、有効投票 6 票、有効投票のうち、賛成 5 票、反対 1 票であります。以上のとおり、賛成が多数であります。したがって、同意 3 号は原案のとおりこれに同意することに決しました。議場の出入口を開きます。
		(議場開放)
追加日程第 2	議長	小森嘉孝君 追加日程第 2、議案第 24 号令和 7 年度遠別町一般会計補正予算(第 1 号)を議題とします。提案理由及び内容の説明を求めます。総務課長坂川敏文君。
	総務課長	坂川敏文君 ただいま上程されました議案第 24 号令和 7 年度遠別町一般会計補正予算(第 1 号)について、提案理由及び内容の説明をいたします。 説明(記載省略)
	議長	小森嘉孝君 これより、本案に対する質疑を行います。歳出から行います。

	10 款教育費、6 頁の 1 頁です。2 番橋本初昭君。
2 番	橋本初昭君 私から 2 点ほど質問させていただきます。まず、学校給食の配送業務委託料、原課で予算要求の段階で要求してあったのか。それが査定の段階で落とされて、急遽またこういうふうに追加になったという経緯が一つと、もう一つ、この給食の配送業務が代わりに賃金として報酬として会計年度任用職員の賃金が計上されたと思うんですが、その分落とさなかったのはどうしてなのでしょう。この 2 点お伺いいたします。
議長	小森嘉孝君 緒方教育次長。
教育次長	緒方章君 まず、1 点目の御質問ですけれども、予算要求はさせていただいております。課長査定、それから、町長査定の段階で一度募集をした上で、以前募集してからこの予算要求までの間に募集をしていなかったものですから、一度そういう募集行為をした上で、その後、いなければまた再度考えましょうということで、人件費の計上ということになりましたので、13 款のほうで人件費のほうを計上させていただきました。2 点目の御質問の削らなかつた理由なんですけれども、一応この業務も含めて業務の経過、それから状況などを見まして、その後に整理するべきときに整理させていただきたいという考えの下で今回は落としておりませんので、御理解をいただきたいと思います。以上です。
議長	小森嘉孝君 よろしいですか。坂川総務課長。
総務課長	坂川敏文君 2 点目の部分については、4 月 1 日からの業務発注になりますので、万が一業務受託される事業者もいなければ、また、臨時職員等を探さなければならないという状況も考えられますので、受託者が決まった時点で、今後の 6 月補正なり、9 月補正なりの中で整理をしたいというような考えで、今回は落としておりません。
議長	小森嘉孝君 いいですか。2 番橋本初昭君。
2 番	橋本初昭君 2 点目については分かりました。ただ、1 点目の、人がいなければ募集していなければ委託に切り替えましょうというのは、僕にとってちょっとそこおかしいんじゃないかなと思うんですよね。最初から業務委託にきちっとするべきだったんじゃないかと。何かその考え方

		が、募集していないから委託業務にしましょうというその考え方がちょっといまい僕は納得できないんで、ちょっと町長、そこら辺の考え方。
	議長	小森嘉孝君 町長國部雅人君。
	町長	國部雅人君 この業務、確かに査定の段階で提案されておりました。その話合いの中で、もう少しこうしたら安くなるのではないかとことを勘案して、それが可能であれば、そちらのほうが、何ていうんでしょうね、財政的にも有利だということ判断しまして、一旦募集をさせていただいて、その上で見つからなかったということで、このようにさせていただきました。あくまでも財政的なところを、額はそれほど多くはないんですけれども、考えた結論でございます。
	議長	小森嘉孝君 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。以上で、歳出の質疑は終わります。次に、歳入について質疑を行います。18款繰入金、5頁の1頁です。
		(「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 以上で、歳入の質疑は終わります。歳入歳出全般について質疑を行います。
		(「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 以上で、本案に対する質疑は終わります。お諮りいたします。議案第24号、討論省略、採決してよろしいですか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。議案第24号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。
日程第3	議長	小森嘉孝君 日程第3、意見案第1号、えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書を議題とします。提案者の提案理由の説明を求めます。4番白井金治君。

	4 番	白井金治君 ただいま上程されました、意見案第 1 号、えん罪被害者を速やかに救済するために再審法改正を求める意見書について、提案理由及び内容について説明いたします。えん罪被害者を救済するための制度としては再審がありますが、再審請求手続の審理の在り方は裁判所の公判な裁量に委ねられており、再審請求手続の審理の進め方は担当する裁判官によって区々となっていて、審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。また、裁判官や検察官の対応により証拠開示の範囲に大きな差が生じているため、このような格差を是正するため、証拠開示ルールを定めた法律の制定が不可欠であります。しかも、再審決定がなされても、裁判官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられております。よって、えん罪被害者を一刻も早く救済をするため、再審法の速やかな改正を求めるものであります。以上のような内容でありますので、会議規則第 14 条の規定により意見書を提出いたします。十分御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。
	議長	小森嘉孝君 提案者に対し、質疑があればこれを許します。
		（「なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 以上で、質疑は終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
		（「なし」との声あり）
	議長	小森嘉孝君 討論なしと認めます。お諮りいたします。意見案第 1 号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
		（全員起立）
日程第 4	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、意見案第 1 号は原案のとおり可決し、関係機関へ提出することに決しました。
	議長	小森嘉孝君 日程第 4、意見案第 2 号、ガバメントクラウドの利用料を地方公共団体が負担することに対して財政支援を求める意見書を議題とします。提案者の提案理由及び内容の説明を求めます。4 番白井金治君。
	4 番	白井金治君 ただいま上程されました、意見案第 2 号、ガバメントクラウドの利用料を地方公共団体が負担することに対して財政支援を求める意見

		書について、提案理由及び内容の説明をいたします。政府は、国策として、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に向けて、地方公共団体の行政効率化のため、デジタル化を進めてきました。国のシステムと連携するため、ガバメントクラウドの利用料については、業務全般の費用コスト等の明らかにした上で、地方公共団体に負担を求めることを検討していくことが示されています。令和7年度から地方公共団体が利用するに応じて国に支払うこととされました。人口、財政ともに小規模である地方公共団体においては、システム標準化後のガバメントクラウドの利用コストが増加し、相当な経費負担を強いられることで、住民サービスの低下など行政運営に大きな支障を来すと懸念されています。ガバメントクラウドの利用は国策として実施する事業でありますので、地方公共団体の負担が現行の運用コストより増大することがないように、必要な財政措置を継続的に行うことを求めるものであります。以上のような内容があります。会議規則第14条の規定により意見を提出いたします。十分御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。
	議長	小森嘉孝君 提案者に対し、質疑があればこれを許します。
		(「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 以上で、質疑は終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。
		(「なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 討論なしと認めます。お諮りいたします。意見案第2号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、意見案第2号は原案のとおり可決し、関係機関へ提出することに決しました。
日程第5	議長	小森嘉孝君 日程第5、発議第1号、遠別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。8番白幡広喜君。
	8番	白幡広喜君 発議第1号、遠別町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、議員各位の賛同を得て提案するものであります。提案理由を申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番

		号の利用等に関する法律の一部改正の施行により、引用条項が繰り下がったため、条文を整理し、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改正するものであります。なお、附則において、この条例は令和７年４月１日から施行するものであります。以上であります。
	議長	小森嘉孝君 お諮りいたします。本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。発議第１号について、原案に賛成の諸君の起立を求めます。
		(全員起立)
	議長	小森嘉孝君 起立全員であります。したがって、発議第１号は原案のとおり可決されました。
日程第６	議長	小森嘉孝君 日程第６、発議第２号、議員派遣についてを議題とします。本件は議長発議でありますので、職員に議案を朗読させます。
		(局長朗読)
	議長	小森嘉孝君 ただいまの議員派遣について、本日より令和７年６月までの間、本議会は、必要と認められる下記等の事案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、本町の検案事項中の要望、促進を図るため及び議員の研修会並びに調査研究のため、議員を派遣することに決定しました。 なお、派遣する議員については、その都度議長において指名することとします。
日程第７	議長	小森嘉孝君 日程第７、議会運営委員会の調査活動についてを議題とします。白幡広喜議会運営委員長から、地方自治法第１０９条第３項の事項について閉会中に調査活動を行いたい旨、申出がありましたので、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの期間においてこれを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出どおり、閉会中における調査活動を許可することに決定しました。
日程第 8	議長	小森嘉孝君 日程第 8、総務産業常任委員会所管事務調査についてを議題とします。山本仁美総務産業常任委員長から、町行財政の運営状況、各種事業の実施状況等調査について所管事務調査を閉会中に行いたい旨の申出がありましたので、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間においてこれを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、総務産業常任委員長の申出どおり、閉会中における所管事務調査を許可することに決しました。
閉会	議長	小森嘉孝君 諮りいたします。本定例会の会議に付議されました案件の審議は全部終了しました。よって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。
		(「異議なし」との声あり)
	議長	小森嘉孝君 異議なしと認めます。したがって、会議規則第 7 条の規定により、本定例会は本日をもって閉会することに決しました。これにて、令和 7 年第 1 回遠別町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。